

令和6年7月29日開催

第5回 添田町水道事業検討委員会資料

■目 次

- 1. 第4回検討委員会の振り返り 1
- 2. 答申（案）について 別紙参照
- 3. 住民等への周知について 2 ～ 4
- 4. 今後のスケジュール 5

1. 第4回検討委員会の振り返り

検討委員会での方針

上水道・簡易水道の料金統一
用途別料金体系から口径別料金体系へ
加入金及び手数料の改定



第4回検討委員会にて
料金プランの決定

2. 答申（案）について・・・別紙参照

3. 住民等への周知について

■加入金及び手数料の改定について

加入金や手数料は、添田町に登録している指定給水装置工事事業者が、新築や給水装置の改造の書類申請を行う際に併せて納付する。
町内業者だけでなく、町外の業者も登録している。



関係者への周知及び広報活動として

- ・ 町の広報紙への掲載
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 指定給水装置工事事業者へ加入金及び手数料の改定について案内の送付

■水道料金の改定について

水道使用者は町民だけでなく、町外在住者や事業者、団体等が存在する。
それぞれに周知し、広報活動をする必要がある。



水道使用者への周知及び広報活動として

広報媒体	・ 町広報誌への掲載 ・ ホームページへの掲載 ・ 請求先住所へ料金改定についての案内の送付
時 期	議会での議決後に県への届出に併せて広報活動開始 9月下旬から令和7年3月（予定）
主な掲載内容	・ 水道料金改定の理由（水道事業の現状及び今後について） ・ 現行の水道料金表と改定後の水道料金表の比較 ・ 一般家庭の水道料金計算例（メータ13mm、8m³/月・10m³/月・20m³/月使用時） ・ 水道料金早見表 ・ Q&A（新料金の適用時期、近隣自治体との比較等）

■口径変更の案内について

一部の使用者が使用実態に適していないメーター口径となっている。

⇒ 今までは用途別の料金が主となっていたが、今回の料金改定により口径別となることで、使用水量が少ない使用者が大きいメーターをそのまま使用した場合、基本料金が高くなり、改定率が高くなる。



使用実態にあったメーターの設置を促すため

対象となる使用者へ口径変更の案内を水道料金の改定についての案内と併せて送付

5. 今後のスケジュール

委員会	主な内容	時 期
第 1 回	・ 委嘱状交付・委員長及び副委員長の選任・諮問書伝達 ・ 委員会の趣旨・水道事業の概要・水道事業の現状及び課題	令和 6 年 2 月 19 日 実施
第 2 回	・ 第 1 回検討委員会の補足説明・料金体系の考え方 ・ 水道料金改定（案）について	4 月 22 日 実施
第 3 回	・ 第 2 回検討委員会の振り返り・総括原価の算定 ・ 料金プランの選定・今後のスケジュール	5 月 28 日 実施
第 4 回	・ 料金改定（案）の審議・意見集約	7 月 4 日 実施
第 5 回	・ 答申（案）審議及び決定	7 月 29 日（今回）
町長への答申		8 月中旬（予定）
料金改定案に基づき条例改正案の上程（9 月議会）		9 月（予定）
料金改定		令和 7 年 4 月（予定）

今後のスケジュール

委員会	主な内容	時 期
第 1 回	・ 委嘱状交付・委員長及び副委員長の選任・諮問書伝達 ・ 委員会の趣旨・水道事業の概要・水道事業の現状及び課題	令和 6 年 2 月 19 日 実施
第 2 回	・ 第 1 回検討委員会の補足説明・料金体系の考え方 ・ 水道料金改定（案）について	4 月 22 日 実施
第 3 回	・ 第 2 回検討委員会の振り返り・総括原価の算定 ・ 料金プランの選定・今後のスケジュール	5 月 28 日 実施
第 4 回	・ 料金改定（案）の審議・意見集約	7 月 4 日 実施
第 5 回	・ 答申（案）審議及び決定	7 月 29 日 実施
町長への答申		8 月 7 日 実施
料金改定案に基づき条例改正案の上程（9 月議会）		9 月 （予定）
料金改定		令和 7 年 4 月 （予定）